氏 名 山本 雅一

登録番号 第 12100071 号

事務所名称 社会保険労務士法人さくらエール

事務所所在地 千葉県佐倉市大崎台一丁目 15 番5号 川上ビル 202

所属社会保険労務士会 千葉県社会保険労務士会

処分内容 1年の社会保険労務士の業務の停止

(令和6年3月20日から1年)

処分理由

株式会社 A 及び株式会社 B から受託した、雇用調整助成金の支給申請業務に際し、①自身が講師を担当した教育訓練の相当数の回について実際には8時間未満で終了させており、②両社の社長が講師を担当した教育訓練の回についても8時間未満で終了していたおそれを認識していたにもかかわらず、より多額の教育訓練加算を申請するため、全ての教育訓練を8時間実施したと偽った「受講レポート」を作成し同助成金支給申請書に添付して、令和2年9月から令和4年3月までの間、両社合わせて相当回数にわたり、千葉労働局長に提出したものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第25条の2第1項の「故意に、真正の事実に反して申請書等の作成を行ったとき」、及び第25条の3の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものである。